

鹿屋体育大学学生表彰規則

改正	〔平成 2 年 1 2 月 1 9 日〕
	規 則 第 5 号
	平成 1 6 年 4 月 1 日
	規 則 第 3 6 号
	平成 2 1 年 2 月 1 9 日
	規 則 第 2 号
	平成 2 4 年 6 月 4 日
	規 則 第 1 1 号
	平成 2 7 年 2 月 2 0 日
	規 則 第 5 号
	平成 3 1 年 4 月 1 9 日
	規 則 第 2 1 号
	令和 3 年 1 1 月 3 0 日
	規 則 第 5 7 号
	令和 5 年 7 月 2 6 日
	規 則 第 1 9 号
	令和 6 年 2 月 2 0 日
	規 則 第 5 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、鹿屋体育大学学則（平成 1 6 年規則第 2 号。以下「学則」という。）
第 6 2 条の規定に基づき、学生の表彰について定める。

（表彰の対象者）

第 2 条 表彰は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における学業の成果が特に優れていると認められる者
- (2) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる個人又は団体
- (3) 卒業時において、本学における学業及び課外活動の成果の両方が優れていると認められる者
- (4) 本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (5) その他特に表彰に値すると学長が認めた者

（欠格条項）

第 3 条 前条に定める表彰の対象者が、次の各号の一に該当するときは、表彰を受けることができない。

- (1) 本学の懲戒処分を受けた者
- (2) 刑事事件に関係し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者
- (3) その他表彰することが適当でないと学長が認めた者

2 前条第 2 号に定める表彰の対象者のうち、本学体育学部 に在籍する者が次の各号に該当するときは、表彰を受けることができない。

- (1) 表彰の対象となった当該年度の学年末 G P A 評価が 1 . 5 未満である者
- (2) 表彰の対象となった年度の終了時における修得単位数(修得見込みを含む、以下同じ。)が以下のいずれかに該当する者

①学部1年次 30単位未満

②学部2年次 60単位未満

③学部3年次 90単位未満（第3年次編入学生を除く。）

④第3年次編入学生 編入した最初の年度における修得単位数が30単位未満

⑤学部4年次 124単位未満

3 前条第2号に定める表彰の対象者のうち、本学大学院に在籍する者が次の号に該当するときは、表彰を受けることができない。

(1) 表彰の対象となった年度(1年間)に修得した科目の成績を日本学生支援機構第一種及び第二種奨学金の推薦基準に準じてS及びA=5、B=3、C=2に換算し、その合計を修得した科目数によって除した後、小数点第2位を切り捨てして得た数値が3.0未満の者

(表彰の推薦)

第4条 第2条各号の一に該当すると認められる者があった場合は、同条第1号に該当する者にあつては教務委員会委員長が、同条第2号、第4号及び第5号に該当する者にあつては指導教員又は顧問教員等が、別紙様式「表彰者推薦書」により学長に推薦する。

(表彰の審議)

第5条 表彰の審議は、学則第62条に定める表彰に値する行為について、第2条第1号にあつては教務委員会で、同条第2号、第4号及び第5号にあつては学生委員会で認定した上で、教授会又は大学院体育学研究科委員会で行う。

2 第2条第3号については、前項の審議において同条第1号又は第2号の表彰者として了承された学部4年次の者の中から、鹿屋体育大学学生表彰に関する申合せ（平成3年1月9日学生委員会決定）に基づき学長が決定する。

(表彰状の授与等)

第6条 学長は、学則第62条の規定により表彰を決定したときは、表彰状を授与する。

2 前項の表彰状の授与にあわせて記念品を贈呈することができる。

第7条 表彰状の様式は、第2条第1号にあつては教務委員会で、同条第2号から第5号までにあつては学生委員会で作成する。

第8条 表彰状の授与は、原則として本学の開学記念日又は卒業証書授与式及び学位記授与式の日に行う。

(表彰の取消)

第9条 学長は、表彰を受けた者が第3条の各号の一に該当することとなった場合は、その表彰を取り消すことができる。

(事務)

第10条 表彰に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第11条 表彰に関しこの規則により難しいときは、学生委員会で審議する。

附 則

この規則は、平成 2 年 1 2 月 1 9 日から施行する。

附 則（平 1 6 . 4 . 1 規則第 3 6 号）

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 1 . 2 . 1 9 規則第 2 号）

この規則は、平成 2 1 年 2 月 1 9 日から施行する。

附 則（平 2 4 . 6 . 4 規則第 1 1 号）

この規則は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7 . 2 . 2 0 規則第 5 号）

この規則は、平成 2 7 年 2 月 2 0 日から施行する。

附 則（平 3 1 . 4 . 1 9 規則第 2 1 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令 3 . 1 1 . 3 0 規則第 5 7 号）

この規則は、令和 3 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

附 則（令 5 . 7 . 2 6 規則第 1 9 号）

この規則は、令和 5 年 7 月 2 6 日から施行する。

附 則（令 6 . 2 . 2 0 規則第 5 号）

この規則は、令和 6 年 2 月 2 0 日から施行する。

別紙様式

表 彰 者 推 薦 書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 殿

推薦者氏名 _____

推薦者氏名 _____

鹿屋体育大学学生表彰規則第4条の規定に基づき、下記の者を適格者と認め推薦します。

記

1. 被推薦者名 _____ 課程（専攻） _____ 年

氏 名 _____

生年月日 _____ 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2. 表 彰 区 分 ・表彰規則第2条第 _____ 号

推薦の理由 _____

